

第7期山県市障がい福祉計画・

第3期山県市障がい児福祉計画

～支え合い 誰もが健やかに安心して暮らせるまち～

令和6年3月

山県市

本市においては、障がいのある人やその家族が安心して暮らせるよう、第3次山県市地域福祉推進計画の基本理念「支え合い 誰もが健やかに安心して暮らせるまち」の下、出生から高齢期まで途切れのない支援体制の構築を重点施策として、この程第4次障がい者計画を策定しました。

同じ基本理念の下、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援サービス等の一層の充実を図るため、第7期山県市障がい福祉計画・第3期山県市障がい児福祉計画を、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき策定します。

この計画は、厚生労働省の「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を基本とし、これまでの各種サービスの利用実績、市障害者施策推進協議会・市障害者自立支援推進協議会の意見、さらに福祉サービス利用者及びその家族の意見を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの計画として策定するものです。

これらの計画を基に全ての障がい者(児)等が地域社会で安心して生きがいのある生活が送れるよう、サービスの提供体制の整備を図り、障がい者(児)等の自立支援と社会参加をさらに推進していきます。

目 次

1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要	1
2. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定にあたっての基本理念	3
3. 人口及び各種障がい者手帳交付者数の推移	4
4. 令和8年度末の成果目標値の設定	5
5. 障がい福祉サービス等の実績	13
6. 障がい福祉サービス等の提供体制の確保	24
7. 障がい福祉サービス等の見込量確保のための具体的施策	26
8. 地域生活支援事業の実績	28
9. 地域生活支援事業の見込量確保のための具体的施策	38
10. 関係機関等との連携	38
11. 計画の達成状況の点検及び評価	38

* 「障がい」の表記について

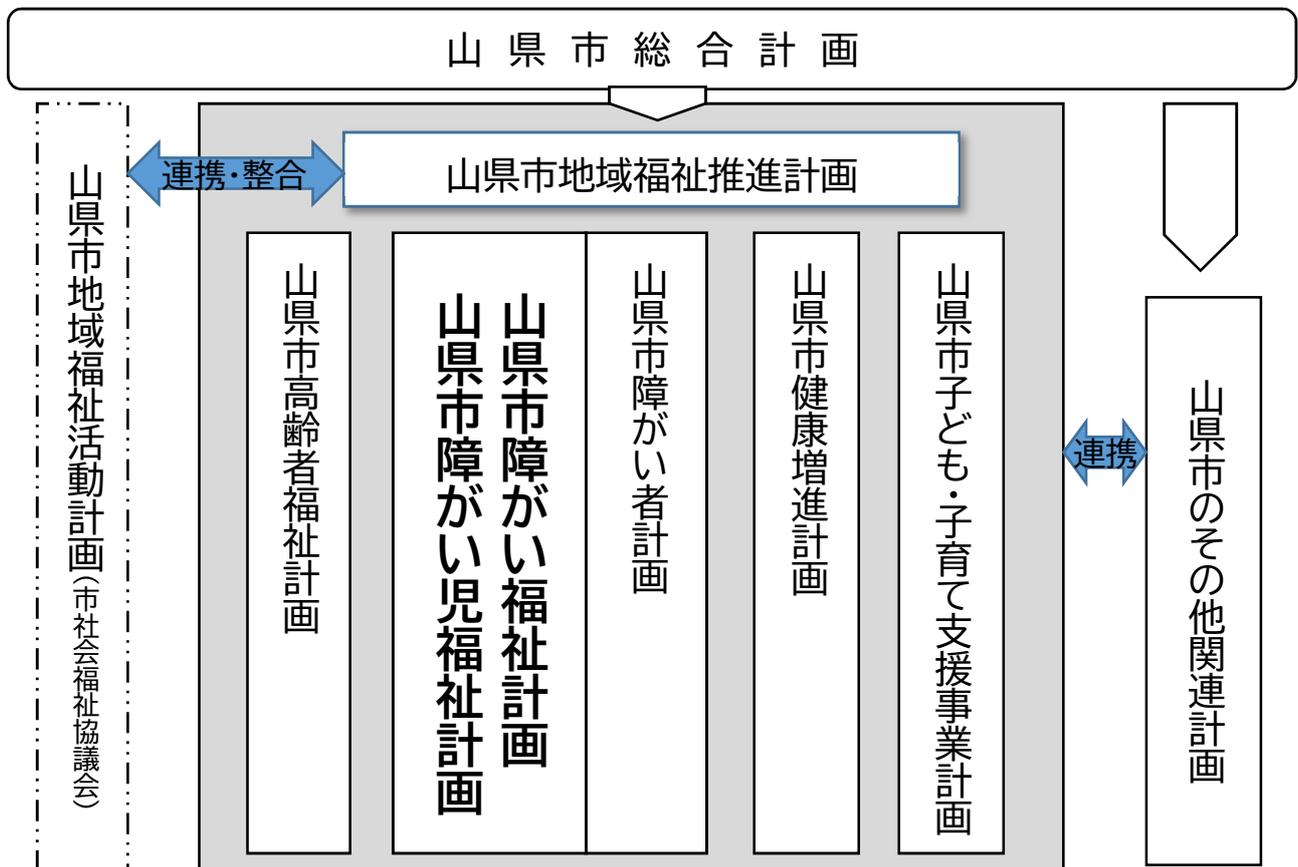
本計画では、法令等に基づく用語や固有名詞を除き、「害」の字をひらがなで表記しているため、「障がい」と「障害」の表記が混在しています。

1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要

【計画の目的】

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい者(児)の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス・障がい児支援及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とし策定します。

【計画の位置づけ】



【計画の期間】

第7期山県市障がい福祉計画は、第1期から第6期の実績を踏まえ、令和6年度～令和8年度までを計画期間として策定します。

- (第1期)平成18年度～平成20年度
- (第2期)平成21年度～平成23年度
- (第3期)平成24年度～平成26年度
- (第4期)平成27年度～平成29年度
- (第5期)平成30年度～令和2年度
- (第6期)令和3年度～令和5年度
- (第7期)令和6年度～令和8年度

第3期山県市障がい児福祉計画は、第1期～第2期の実績を踏まえ、令和6年度～令和8年度までを計画期間として策定します。

- (第1期)平成30年度～令和2年度
- (第2期)令和3年度～令和5年度
- (第3期)令和6年度～令和8年度

令和 年度	3	4	5	6	7	8
(国)障害者基本計画※	第4次計画		第5次計画			
岐阜県障がい者総合支援プラン	第3期計画		第4期計画			
山県市障がい者計画	第4次障がい者計画					
山県市障がい福祉計画	第6期計画		第7期計画			
山県市障がい児福祉計画	第2期計画		第3期計画			

※(国)障害者基本計画 第4次計画 平成30年度～令和4年度, 第5次計画は令和5年度～9年度

2. 市障がい福祉計画・市障がい児福祉計画策定にあたっての基本理念

障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、市障がい者計画と整合性を図りながら、次に掲げる点に配慮して総合的な市障がい福祉計画・市障がい児福祉計画を作成します。

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援
6. 障がい福祉人材の確保
7. 障がい者の社会参加を支える取組

3. 人口及び各種障がい者手帳交付者数の推移

1. 人口の推移

単位:人

	令和3年	令和4年	令和5年
世帯数<世帯>	10,913	10,800	10,874
人口総数<人>	26,318	25,786	25,401
18歳未満<人>	3,357	3,207	3,087

資料:住民基本台帳(各年4月1日)

2. 各種障がい者手帳交付者数の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	1,189	1,199	1,175
療育手帳	268	269	272
精神障害者 保健福祉手帳	216	239	255

(各年度3月末)

3. 難病患者の状況

■特定難病認定者数

単位:人

	令和元年度	令和2年度
認定者数	195	203

※障害者総合支援法の対象となる難病は令和6年4月時点で369疾病です。

資料:岐阜保健所(各年度3月末)

■小児慢性特定疾病認定者数

(各年3月末現在) 単位:人

	令和元年度	令和2年度
認定者数	18	19

資料:岐阜保健所(各年度3月末)

4. 令和8年度末の成果目標値の設定

市障害者施策推進協議会、市障害者自立支援推進協議会等より意見聴取を行い、現行の障がい福祉サービス、障がい児支援の利用状況や就労状況などを踏まえた上で、国の基本指針に基づき、次の事項について令和8年度末の成果数値目標を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和4年度末時点の入所者数	37人	
【目標値】 令和8年度末時点の地域生活移行者数(令和4年度末からの延人数)	3人 (8.1%)	国指針:令和4年度末時点における施設入所者の6%以上を令和8年度末までに、地域生活へ移行する。
【目標値】 施設入所者の退所見込	2人 (5.4%)	国指針:令和8年度末時点における福祉施設入所者を令和4年度末時点から5%以上削減する。

・具体的施策

- (1)障害者支援施設、相談支援事業所、市障害者自立支援推進協議会等の関係機関と連携し、入所者の地域生活への移行の希望や現状把握を行います。
- (2)把握した意向に沿った地域生活の移行に関わる個別支援を各関係機関と連携して行います。
- (3)市障害者自立支援推進協議会を中心として地域で自立した生活を送るために必要な受け皿づくりを行います。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(P.21～22活動指標)

・具体的施策

- (1)自立支援推進協議会や個別の事例検討などでの意見をもとに、地域課題を整理し、地域包括ケアシステムの整備を進めていきます。

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実(P.22活動指標)

項目	数値	備考
地域生活支援拠点の整備	1箇所	地域生活支援拠点として令和2年4月に市基幹相談支援センターを設置。
【目標値】 地域生活支援拠点の整備	1箇所 (市障害者基幹相談支援センター設置により整備済み)	国指針：市において地域生活支援拠点を整備するとともに、コーディネーターの配置など効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。
強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	—	
【目標値】強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	市において整備	国指針：強度行動障害を有する者に関し、市又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

・具体的施策

- (1)市障害者自立支援推進協議会を中心として各機関の連携による面的な整備を指します。
- (2)地域生活支援拠点の中核である市障害者基幹相談支援センターにおいて、強度行動障害を有する人の生活状況やニーズ等を把握し、支援方法、受入体制などの課題を踏まえ、地域の支援体制の整備を進めていきます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数】

項目	数値	考え方
令和3年度の年間一般就労移行者数	2人	・令和3年度において福祉施設(※1)を退所し、一般就労(※2)した者の数 ～内訳～ ・就労移行支援事業 0人 ・就労継続支援 A 型事業 2人 ・就労継続支援 B 型事業 0人
【目標値】 令和8年度の年間一般就労移行者数	5人 (2.5倍)	国指針:令和8年度中に就労移行支援事業等(※3)を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にする。

※1:当該目標に係る「福祉施設」の範囲

就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

※2:「一般就労」の定義

一般就労とは、企業等に就職すること(就労継続支援 A 型の利用者を除く)及び在宅就労すること。

※3:就労移行支援事業等の範囲

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業。

【就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数】

項目	数値	備考
令和3年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	0人	
【目標値】 令和8年度の就労移行支援事業を通じて一般就労への移行者数	1人 (一倍)	国指針:令和8年度中に令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。

【就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数】

項目	数値	備考
令和3年度の就労継続支援 A 型利用者から一般就労への移行実績者数	2人	
【目標値】 令和8年度の就労移行者数及び移行率	3人 (1.5倍)	国指針:令和8年度中に、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。

【就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数】

項目	数値	備考
令和3年度の就労継続支援 B型利用者から一般就労移行者数	0人	
【目標値】 令和8年度の就労移行者数及び移行率	1人 (-倍)	国指針:令和8年度中に、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。

【就労移行支援事業の就労移行率】

項目	数値	備考
就労移行支援事業利用終了者に占める、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	0事業所	市内には1事業所がある。
【目標値】 令和8年度の就労移行支援事業所のうち、事業利用終了者に占める一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所	1事業所 (-%)	国指針:就労移行支援事業所のうち、事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上

【就労定着支援事業の利用者数】

項目	数値	備考
令和3年度末時点の就労定着支援事業利用者数	3人	
【目標値】 令和8年度末時点の就労定着支援事業利用者数	5人 (1.7倍)	国指針:令和8年度末時点における就労定着支援利用者数が、令和3年度の就労定着利用者数の1.41倍以上を目指す。

【就労定着支援事業の就労定着率】

項目	目標	備考
令和3年度の市内の就労定着支援事業所数	0事業所	市内に就労定着支援事業所がない。
【目標値】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所	- (-%)	国指針:就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

・具体的施策

(1)就労支援事業所、相談支援事業所、市障害者自立支援推進協議会等の関係機関と連携し、一般就労への移行の事例を通じて、課題や支援方法について検討し、働きやすい環境づくりに努めます。

(2)公共職業安定所(ハローワーク)、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等と連携し就労先の開拓に努めます。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等(P.20～21活動指標)

【児童発達支援センターの設置】

項目	数値	備考
令和5年度の児童発達支援センターの設置状況	1箇所	岐阜地域児童発達支援センターポッポの家(9市町共同設置)
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1箇所 (設置済み)	国指針:令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。(困難な場合は、地域の設置も可。未設置の場合、センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する)

【障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制】

項目	数値	備考
障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築	有	地域の保育所等と児童発達支援事業との併行通園の実施に伴う連携体制の構築。
【目標値】 障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築	有	国指針:令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進する体制を構築する。

【重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業の確保】

項目	数値	備考
令和5年度の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業の確保状況	1箇所	岐阜地域児童発達支援センターポッポの家(9市町共同設置)
【目標】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所 (確保済み)	国指針:令和8年度末までに、重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。(困難な場合は、圏域での確保も可)

【重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保】

項目	数値	備考
令和5年度の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保状況	1箇所	放課後等デイサービス事業所ゆう
【目標】 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所 (確保済み)	国指針:令和8年度末までに、重度心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。(困難な場合は、圏域での確保も可)。

【医療的ケア児支援のための関係機関が連携を図るための協議の場】

項目	数値	備考
令和5年度の医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況	1箇所	市障害者自立支援推進協議会の定例会、部会を協議の場としている。
【目標】 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1箇所 (設置済み)	国指針:令和8年度末までに県、各圏域および市町村において、医療的ケア児支援のために保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携する協議の場を設置する。(困難な場合は、県が関与した上での圏域での設置も可)

【医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置】

項目	数値	備考
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置状況	有(2人)	市障害者基幹相談支援センター業務の一部委託の範囲で配置
【目標】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有 (配置済み)	国指針:令和8年度末までに県、各圏域および市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。(困難な場合は、県が関与した上での圏域での配置も可)

・具体的施策

- (1)児童発達支援センターは現在共同設置による1箇所であるが、地域に即した支援体制の充実のため、市ピッコロ療育センターに同等の中核機能を有する体制整備を目指します。

- (2)インクルージョンの推進として、地域の保育園と児童発達支援事業所の併行通園の支援方法である保育所等訪問事業が有効活用できるよう、体制整備をします。
- (3)市障害者自立支援推進協議会において、重症心身障がい児、医療的ケア児支援のための協議の場を設けます。
- (4)保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい児等及びその家族に対する支援体制の充実を図ります。

6. 相談支援体制の充実・強化等(P.22～23活動指標)

【総合的・専門的な相談支援を実施する体制の確保】

項目	数値	備考
基幹相談支援センターの設置	1箇所	・令和2年度に市障害者基幹相談支援センターを設置 ・市障害者基幹相談支援センター業務の一部を6事業所に委託
【目標】 基幹相談支援センターの設置	1箇所 (設置済み)	国指針：令和8年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。

・具体的施策

- (1)市障害者基幹相談支援センターを拠点に体制を充実・強化します。
- (2)相談支援専門員の充足状況を把握し、安定した相談支援が提供できるよう体制整備に努めます。
- (3)市障害者自立支援推進協議会に重症心身障がい児、医療的ケア児支援のための協議の場を設けます。

7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(P.23活動指標)

・具体的施策

- (1)県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等へ市職員が参加します。
- (2)障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築します。

8. 発達障がい者等に対する支援(P.21活動指標)

(5. 障がい児支援の提供体制の整備に記載)

5. 障がい福祉サービス等の実績

1. 必要なサービス量の把握

(1) ニーズの把握

障がい福祉サービスの必要量を見込むため、令和2年度から令和5年度(令和5年度は推計値)までのサービスの利用状況を分析し、サービス量の伸びを見込みました。地域における障がいのある人の実情、ニーズを把握し、障がいのある人、事業者及び関係団体等に対して意見を聞き、障がい福祉計画に反映しました。

(2) 市民や市障害者施策推進協議会などの意見の反映

障がい福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ障がいのある人を含む住民の意見を反映させることが必要です。このため、障がいのある人やその関係者を委員に構成する市障害者施策推進協議会における意見聴取を行い、市民意見の十分な反映を行うとともに、障がい福祉サービス事業従事者等を委員とする市障害者自立支援推進協議会の意見なども取り入れました。さらに、窓口来庁者に対してもヒアリングを行いサービスの利用状況や要望について勘案しました。

2. 各種サービスの見込量の算定

障がい福祉計画において、令和6年度から令和8年度までの各年度における障がい福祉サービス、障がい児支援の必要量を見込みました。

障がい福祉サービス

居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代読・代筆を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
生活介護	常に介護が必要な人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型=雇成型 B型=非雇成型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般企業等に新たに雇用された人の就労継続を図るため、関係機関との連絡調整や日常生活・社会生活を営む上での相談、指導、助言等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所(福祉型、医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	一人暮らしを希望する人に、自立した日常生活を送る上で必要な情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の環境整備に必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴や、排せつ、食事の介護等を行います。
地域生活支援拠点等の整備	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整備します。
計画相談支援	障がい福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者等との連絡調整を行います。
地域移行支援	入所・入院している人のうち、地域生活への移行のための支援を行います。
地域定着支援	居宅にて単身等で生活する人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保など緊急時等に相談や必要な支援を行います。

障がい児支援

児童発達支援	児童発達支援センターその他の施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、医療型児童発達支援センター等にて、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校に就学している児童に対し、授業終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設にて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者との連絡調整等を行います。
医療的ケア児等に関するコーディネーター	医療的ケア時児に対する関連分野の支援調整等を行います。

3. 障がい福祉サービス・障がい児支援の実績

○訪問系サービス(各年度3月分)

サービス名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計
居宅介護	人分	28	28	23	25
	時間分	538	505	504	510
重度訪問介護	人分	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	811
同行援護	人分	2	2	1	2
	時間分	27	27	26	28
行動援護	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス(各年度3月分)

サービス名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計
生活介護	人分	63	67	64	63
	人日分	1410	1425	1350	1340
うち重度障害者	人分			1	1
	人日分			23	23
自立訓練(機能訓練)	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人分	0	11	8	9
	人日分	0	119	102	105
就労選択支援	人分				
	人日分				
就労移行支援	人分	2	6	5	6
	人日分	15	110	81	90
就労継続支援 A 型	人分	40	43	43	45
	人日分	751	838	865	880
就労継続支援 B 型	人分	55	62	68	72
	人日分	1057	1196	1223	1248
就労定着支援	人分	2	3	2	3

サービス名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計
療養介護	人分	5	5	5	6
短期入所(福祉型)	人分	6	4	5	6
	人日分	31	12	9	15
うち重度障害者	人分			2	2
	人日分			4	4
短期入所(医療型)	人分	6	9	5	6
	人日分	18	26	19	20
うち重度障害者	人分			0	1
	人日分			0	4

○居住系サービス(※各年度3月分)

サービス名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計
自立生活援助	人分※	0	0	0	0
共同生活援助(GH)	人分※	22	20	28	31
	うち重度障害者 人分※			0	0
施設入所支援	人分※	39	40	37	36

○相談支援、地域移行、定着

サービス名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計
計画相談支援	人分/年	69	52	68	70
地域移行支援	人分/年	0	0	0	0
地域定着支援	人分/年	0	0	0	0

○障がい児・相談支援(各年度3月分)

サービス名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計
児童発達支援	人分	41	39	40	40
	人日分	199	189	186	190
医療型児童発達支援	人分	3	2	4	4
	人日分	21	9	20	20

サービス名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計
放課後等デイサービス	人分	59	55	62	66
	人日分	564	593	627	670
保育所等訪問支援	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
障害児相談支援	人分	25	12	11	12
医療的ケア児等に関するコーディネーター	人数	1	1	2	3

※サービス見込み量については、月間の利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定めることとします。

個別の単位については、以下のとおり。

※「時間分」・・・月間のサービス提供時間

※「人日分」・・・「月間の利用人数」×「1人1月あたりの利用日数」で算出されるサービス量

※「人分」・・・月間の利用人数

※「回／年」・・・年間の地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討回数

4. 障がい福祉サービス・障がい児支援の見込量

○訪問系サービス(1月当たり)

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅介護	人分	25	25	25
	時間分	510	510	510
重度訪問介護	人分	1	1	1
	時間分	811	811	811
同行援護	人分	2	2	2
	時間分	28	28	28
行動援護	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0

○日中活動系サービス(1月当たり)

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護	人分	62	61	60
	人日分	1330	1320	1310
うち重度障害者	人分	1	1	1
	人日分	23	23	23
自立訓練(機能訓練)	人分	0	0	0
	人日分	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人分	10	11	12
	人日分	108	111	114
就労選択支援	人分		1	1
	人日分		5	5
就労移行支援	人分	6	7	7
	人日分	90	100	100
就労継続支援 A 型	人分	45	45	45
	人日分	880	880	880
就労継続支援 B 型	人分	76	80	84
	人日分	1273	1298	1323
就労定着支援	人分	4	4	5

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
療養介護	人分	6	6	6
短期入所(福祉型)	人分	6	6	6
	人日分	15	15	15
うち重度障害者	人分	2	2	2
	人日分	4	4	4
短期入所(医療型)	人分	6	6	6
	人日分	20	20	20
うち重度障害者	人分	1	1	1
	人日分	4	4	4

○居住系サービス(※1月当たり)

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立生活援助	人分※	0	0	0
共同生活援助(GH)	人分※	34	37	40
うち重度障害者	人分※	1	1	1
施設入所支援	人分※	35	35	35

○相談支援、地域移行、定着

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	人分/年	72	74	76
地域移行支援	人分/年	0	1	1
地域定着支援	人分/年	0	1	1

○障がい児・相談支援(1月当たり)

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援	人分	44	43	43
	人日分	210	205	205
放課後等デイサービス	人分	70	74	79
	人日分	700	730	760

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人分	0	1	2
	人日分	0	2	4
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0
	人日分	0	0	0
障害児相談支援	人分	13	14	15
保育園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	保育園(人)	28	28	28
	放課後児童クラブ(人)	7	7	7
医療的ケア児等に関するコーディネーター	人数	3	3	3
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数及び実施者数	受講者数 (保護者)	0	0	5
	実施者数 (支援者)	0	0	1
ペアレントメンターの人数	人数	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人数	0	0	0

個別の単位については、以下のとおり。

※「時間分」・・・月間のサービス提供時間

※「人日分」・・・「月間の利用人数」×「1人1月あたりの利用日数」で算出されるサービス量

※「人分」・・・月間の利用人数

※「回/年」・・・年間の地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討回数

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回数	3	3	3
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	人数	28	28	28

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回数	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人分	0	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人分	0	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人分	9	10	11
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人分	0	0	0
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	人分	5	5	5

○地域生活支援の充実

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域生活支援拠点の整備	設置(箇所)	1	1	1
コーディネーターの配置人数	人数	0	0	0
支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討	回数	1	1	1

○相談支援体制の充実・強化等

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件数	22	24	26
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件数	3	3	3

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回数	12	12	12
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回数	1	1	1
主任相談支援専門員の配置数	人数	1	1	2
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回数	1	1	1
参加事業者、機関数	数	10	10	10
専門部会の設置数	設置数	3	3	3
専門部会の実施回数	実施回数	9	9	9

○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	人数	3	3	3
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制の有無	無	有	有
	実施回数	0	1	1

6. 障がい福祉サービス等の提供体制の確保

障がい福祉サービス、相談支援、障がい児支援の提供体制の確保に当たっては、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して目標値を設定し、障がい福祉サービス、相談支援、障がい児支援の基盤整備を行います。

1. 障がい福祉サービスの提供体制

(1) 居住地域において必要とされる訪問系サービスの保障

自宅での暮らしや外出を支援するための訪問系サービス(居宅介護、同行援護、行動援護等)を保障できる体制づくりを行います。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

昼間の活動を支援するための日中系サービス(生活介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス等)の充実を図ります。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域への移行のために必要な共同生活援助(グループホーム)の充実を図ります。市障害者自立支援推進協議会を中心として地域における複数の機関が分担して各機能を担う体制づくりを整備します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

自立や就労を支援するために訓練・就労系サービス(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援)を推進し、福祉施設から一般就労への移行を支援するとともに、障がい者の雇用の場の拡大に努めます。

(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対して適切な支援ができるよう、支援に携わる人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

2. 相談支援の提供体制

(1) 相談支援事業所の体制確保

相談者の生活状況等をアセスメントした上でサービス利用計画を作成し、適切なサービス利用を提供できる体制づくりに努めます。

(2)市障害者自立支援推進協議会

障がい者等の相談支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体によって構成される市障害者自立支援推進協議会において、個別の相談支援の事例を通して地域課題を整理・共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備をすすめます。

(3)相談支援を行う人材の育成

市障害者自立支援推進協議会の相談支援部会における研修や事例検討等を通して、支援方法や意思決定支援等に関して質の向上、人材育成に努めます。

(4)発達障がい児者、難病患者等への配慮

発達障害者支援センターや難病生きがいサポートセンター等の専門機関との連携を図ります。

3. 障がい児支援の提供体制

(1)市ピッコロ療育センターの中核機関としての役割

市ピッコロ療育センターを障がい児支援の拠点とし、家庭や関係機関の相談に応じる体制整備に努めます。

(2)福祉・保健・保育・教育・医療等の関係機関との連携

出生以降ライフステージの過程において様々な機関が関わる時期であり、支援機関が連携を行い、必要な人に必要なタイミングで各種福祉サービスを提供できる体制整備に努めます。

(3)サポートファイル(育ちの記録ファイル)の活用

市障害者自立支援推進協議会の子ども支援部会にて作成した市サポートファイル(育ちの記録ファイル)を全出生児に配布し、各年代で切れ目のない支援に活用します。

(4)特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、重症心身障がい児、医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。

7. 障がい福祉サービス等の見込量確保のための具体的施策

1. 普及・啓発・連携

(1)障がい福祉サービスの周知と情報提供の充実を図るため、市広報誌や市ホームページに掲載して、各種障がい福祉サービスなど障がい者の利用を促進します。

・市広報・ホームページへの掲載

・福祉べんり帳の作成

(2)関係機関(福祉・保健・保育・教育・医療・就労)等との連携はもとより、関係部署、担当者との情報共有・調整を積極的に図り、サービスの需要と供給の掘り起こしと、適正なサービスの提供を行います。

・市障害者自立支援推進協議会等での事例の検討

・サポートファイルの活用

(3)出生時から保健師が関わることで早期発見・早期支援に努め、市ピッコロ療育センターを中心とした関係機関が連携しサービスの提供を行います。

(4)公共職業安定所(ハローワーク)、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校との密接な連携を図るとともに、地元の企業や市内の就労担当課などと意見交換を行い、積極的な就労支援を行います。

2. 各協議会での検討

(1)市障害者施策推進協議会において、障がい福祉における総合的な推進を図るとともに、目標値の定期的な事業評価を行い、問題点を明確にして目標達成に向けて各種施策を協議します。

(2)市障害者自立支援推進協議会の定例会を定期的に実施するとともに部会を設置し、より専門的な協議を行います。

・執行部会 月1回

・全体会 年3回

・相談支援部会 年3回

・子ども支援部会 年3回

・事業所連絡部会 年3回

3.事業所への働きかけ

(1) 障がい福祉サービス事業者と協議しながら、生活介護や就労移行支援などサービスの充実や、グループホーム、就労支援事業所等の整備を働きかけます。

- ・事業者連絡部会の開催
- ・定期的な意見交換

8. 地域生活支援事業の実績

1. 必要な地域生活支援事業のサービス量の把握

障がい福祉サービス等と同様に、地域生活支援事業の必要量を見込むため、令和2年度から令和5年度(令和5年度は推計値)までのサービスの利用状況を分析し、サービス量の伸びを見込みます。

2. 地域生活支援事業の見込量の算定

各年度における地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込量を設定します。

地域生活支援事業

①	理解促進研修・啓発事業	障がい者等や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるための研修及び啓発活動を実施します。
②	自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援します。
③	相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者などからの相談並びに必要な情報の提供を行います。
④	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用にあたり後見人等の報酬等必要となる経費の一部を補助します。
⑤	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人を確保する体制整備を行うとともに、法人後見の活動を支援します。
⑥	意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
⑦	日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与を行います。
⑧	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等の支援者として手話奉仕員(手話語彙及び手話表現技術を習得した者)を養成します。
⑨	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、外出のための移動の支援を行います。
⑩	地域活動支援センター	障がい者に対し、地域の実情に応じ、通いによる創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。
⑪	訪問入浴サービス	身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを行います。
⑫	日中一時支援	障がい者等の日中における活動の生活の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び介護者の一時的な休息がとれるように支援を行います。
⑬	福祉ホーム	住居を求めている障がい者等に、低額な料金で居室等を提供し、必要に応じて日常生活の支援を行います。
⑭	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行い、障がい者への総合的な地域生活支援の実現を図ります。
⑮	レクリエーション活動等支援事業	障がい者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより障がい者の社会参加を促進すること支援します。

3. 地域生活支援事業の実績

①理解促進研修・啓発事業

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込量
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込量
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

③相談支援事業

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込量
障害者相談支援事業	実施箇所数	6	6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

④成年後見制度利用支援事業(年間)

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込量
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込量
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無(※)	無(※)	無(※)	無(※)

※成年後見支援センター業務に移行

⑥意思疎通支援事業(年間)

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込量
手話通訳者派遣事業	件数	21	68	27	30
要約筆記者派遣事業	件数	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	設置 者数	0	0	0	0

⑦日常生活用具給付等事業(年間)

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込量
介護・訓練支援用具	件数	3	1	7	3
自立生活支援用具	件数	8	6	1	4
在宅療養等支援用具	件数	8	8	8	10
情報・意思疎通支援用具	件数	1	0	5	4
排泄管理支援用具	件数	713	763	823	900
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件数	2	3	2	1

⑧手話奉仕員養成研修事業(年間)

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込量
手話奉仕員養成講座 (瑞穂市・本巢市・北方町・山 口市と4市町合同開催)	修了者数 (再掲: 当市分)	12 (3)	20 (10)	15 (0)	15 (0)

⑨移動支援事業(年間)

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込量
移動支援	実利用者数	4	5	5	6
	延利用 時間数	37	38	44	75

⑩地域活動支援センター事業

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込量
市内に所在する地域活動支援センター (ききょうの会)	実施箇所数	1	1	1	1
	利用者数	4	15	17	9
他市に所在する地域活動支援センター (さくらクラブ)	市町村名及び箇所数	岐阜市3	岐阜市3	岐阜市3	岐阜市3
	利用者数	21	15	10	10

⑪訪問入浴サービス事業(年間)

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込量
訪問入浴サービス	人数	3	5	4	5
	利用延べ回数	246	345	385	380

⑫日中一時支援事業(年間)

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込量
日中一時支援	利用事業所数	6	12	9	9
	実人数	15	26	31	25

⑬福祉ホーム(年間)

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込量
福祉ホーム	利用事業所数			2	2
	実人数			3	3

⑬協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援(年間)

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込量
市障害者自立支援推進協議会研修会	回数	3	2	1	3

⑭レクリエーション活動等支援事業

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込量
市身体障がい者福祉 協会軽スポーツ大会	参加者数	コロナウイルス 感染予防で中止	コロナウイルス 感染予防で中止	9	8

4. 地域生活支援事業の見込

①理解促進研修・啓発事業

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

②自発的活動支援事業

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③相談支援事業

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

④成年後見制度利用支援事業(年間)

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

※成年後見支援センター業務に移行

⑥意思疎通支援事業(年間)

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件数	30	30	30
要約筆記者派遣事業	件数	0	0	0
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0

⑦ 日常生活用具給付等事業(年間)

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数	3	3	3
自立生活支援用具	件数	5	5	5
在宅療養等支援用具	件数	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件数	3	3	3
排泄管理支援用具	件数	950	1000	1050
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件数	2	2	2

⑧手話奉仕員養成研修事業(年間)

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成講座 (瑞穂市・本巢市・北方町・山 口市と4市町合同開催)	修了者数 (再掲: 当市分)	15(3)	15(3)	15(3)

⑨移動支援事業(年間)

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移 動 支 援	実利用者数	7	8	9
	延利用時間数	80	90	100

⑩地域活動支援センター事業

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内に所在する地域活動支援センター (ききょうの会)	実施箇所数	1	1	1
	利用者数	10	10	10
他市に所在する地域活動支援センター (さくらクラブ)	実施箇所数	3	3	3
	利用者数	16	16	16

⑪訪問入浴サービス事業(年間)

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	人数	5	5	5
	利用延べ回数	400	400	400

⑫日中一時支援事業(年間)

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	利用事業所数	10	10	10
	実人数	20	20	20

⑬福祉ホーム(年間)

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム	利用事業所数	2	2	2
	実人数	3	3	4

⑭協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援(年間)

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
市障害者自立支援推進協議会研修会	回数	3	3	3

⑭レクリエーション活動等支援事業

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
市身体障がい者福祉協会軽スポーツ大会	参加者数	10	10	10

9. 地域生活支援事業の見込量確保のための具体的施策

1. 地域生活支援事業の充実

(1) 地域の中で自立した生活が送れるように、相談支援事業や意思疎通支援事業、地域活動支援センター事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービスなどの充実を図ります。

- ・地域活動支援センター事業の充実
- ・地域生活支援事業の委託先の拡大

(2) 日常生活用具の適正給付

- ・必要な方への適正給付に努めます。

10. 関係機関等との連携

本計画は、福祉・保健・子育て・教育・医療・就労など様々な分野にわたっているため、福祉課を中心に、適宜関係各課と連携及び調整を図りながら推進します。

また、サービス提供事業所をはじめ、障がい福祉に携わる多様な関係機関との連携も不可欠となるため、自立支援推進協議会を中心に協議を通じて、計画を推進します。

11. 計画の達成状況の点検及び評価

年度ごとに計画の達成状況や見込量に対する到達状況を点検し、達成率や到達率を評価し、達成率等が低い場合は、問題点を検討して明確にするとともに、それらに対する諸施策を再検討して、令和8年度目標値及び見込量をめざして推進していきます。実績や近隣市町村との対比、市障害者自立支援推進協議会での意見などを参考に総合的に評価していきます。

【本計画策定に係る意見照会】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第11項及び児童福祉法第33条の20第11号の規定により、本計画(案)に対する意見を求めたところ、令和6年1月30日付障第1587号岐阜県健康福祉部長から「関係機関との連携に関する事項として、市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めることについて、検討してください」との回答を得ました。意見を踏まえ、10. 関係機関等との連携を定めました。

**第7期山県市障がい福祉計画・
第3期山県市障がい児福祉計画**

令和6年3月

編集・発行 山県市福祉課

岐阜県山県市高木1000番地1

電話 0581-22-6837